

公益社団法人日本金属学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本金属学会と称する。英文名はThe Japan Institute of Metals and Materialsと表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第3条 この法人は、金属及びその関連材料の学術及び科学技術の振興に関する事業を行い、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(セルフガバナンス)

第4条 この法人は、セルフガバナンスによって、事業を公正かつ適切に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術誌及び学術図書類の刊行
- (2) 学術講演会及び学術講習会の開催
- (3) 学術に関する調査及び研究
- (4) 学術に関する表彰及び奨励
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
- (2) 学生員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する学生
- (3) 外国会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する外国在住の個人
- (4) 名誉員 金属およびその関連材料の学術及び科学技術の振興に多大な貢献があり理事会の決議を経た個人
- (5) 維持員 この法人の目的に賛同し、事業を支援する法人または団体
- (6) ユース会員 この法人の目的に賛同し、事業に関心を持つ小中学校、高校、高等専門学校専科1学年以下、大学3年以下に在学する個人

2 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という。）上の社員は、地区別の代議員の総数がおおむね100名となるように決められた正員数当たりの代議員数の割合をもって選出される地区別の代議員および、4名以内の本部枠代議員をもって社員とする。端数の取扱いの定めは理事会の決議により細則に定める。

3 代議員を選出するため、正員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な定めは理事

会の決議により細則に定める。

4 代議員は、正員の中から選ばれることを要する。正員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正員は他の正員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、12月に実施することとし、代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である者

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

10 正員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会に関する規定は、別に定める。

（入会金及び会費）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、入会金及び会費は免除することができる。

2 入会金及び会費に関する規定は、別に定める。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会するこ

とができる。

2 退会に関する規定は、別に定める。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は細則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の会費支払い義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総社員が同意したとき
 - (3) 当該会員である個人が死亡したとき、又は会員である法人あるいは団体が解散したとき
- 2 代議員が会員の資格を喪失した時は、代議員の資格も喪失したものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人を退会したものとみなし、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会の構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会の開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(社員総会の招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会の議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当る。

2 代表理事に事故あるときは、理事会であらかじめ選任した副会長が議長をつとめる。

(社員総会の議決権)

第18条 社員総会において、社員は各1個の議決権を有する。

(社員総会の定足数、議決数及び決議)

第19条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開催することができない。

2 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員及び社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令及びこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は、代理権を証明する書面及び書面に記載すべき事項をFAX及び電子メールを含む電磁的方法であらかじめこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。

3 前項の規定による代理出席者は、社員総会の定足数及び議決数に算入する。

(社員総会の議事録)

第21条 社員総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下法人法施行規則という）第11条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから社員総会で選任された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上24名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、少なくとも一人以上を認定法第5条第15号本文に掲げるもの（以下、外部理事）とする。必要に応じ1名を専務理事とすることができる。

3 監事のうち、少なくとも一人以上を公益認定法第5条第16号に掲げるもの（以下、外部監事）とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、会長を除く19名以下の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下認定法という)第5条第10号で定めるところにより、各理事について、当該理事および当該理事と特別利害関係(一方の者が他方の者の配偶者または3親等内の親族である関係、その他特別な利害関係として政令で定めるもの(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等))にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 認定法第5条第11号で定めるところにより、他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、総理事数の3分の1を超えてはならない。

監事についても同様とする。

7 認定法第5条第12号で定めるところにより、各理事と各監事は、相互に、特別利害関係を有しないものとする。

8 外部理事、外部監事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下認定規則という)で定めるところにより、社員でないものとする。

9 外部理事および外部監事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、代表としての業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その業務に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長を補佐する。

5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

6 外部理事は、理事会運営を活性化させ法人の長期的な成長を支援する。

7 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える範囲で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

8 理事は、この法人に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を理事会及び監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

5 監事は前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求しなければならない。

8 監事は、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会長および副会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(役員の解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 第14条第3号に定める役員の報酬等の額は、別に定める。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保障すること

(4) この法人とその理事との利益が相反する、他の者との間における取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員がこの法人に対する損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は、法人法第111条第1項で定めるところの賠償責任について、第6条第11項で定めるところにかかわらず、法令に定める要件（職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、事情を勘案して特に必要と認めるとき）に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

- (4) 業務執行理事の業務の分担の決定
 - (5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (6) 細則及び規程の制定並びに変更又は廃止
 - (7) その他社員総会において理事会に委任された職務
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 委員会及び支部その他重要な組織の設置又は変更若しくは廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第30条の役員のこの法人に対する損害賠償責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、原則として毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第25条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号で定めるところにより理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段で定めるところにより監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は前条第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(理事会の定足数、議決数及び決議)

第36条 理事会は、総理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、法人法施行規則第15条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 法人法第95条第3項で定めるところにより、出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前項の議事録記名人として、出席した理事のうちから選任された理事2名を加えることができる。

(理事会の運営の定め)

第38条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会が別に定める細則による。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第40条 この法人の財産の管理及び運用の業務は、業務執行理事が行い、会長が統括する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入および支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 貸借対照表の附属明細書
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、前項に係わる定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、必要な計算書類等を公告するものとする。

(書類の備え置き及び閲覧並びに帳簿及び書類の保存)

第43条 次に掲げる書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関のうち理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (6) 役員の報酬等規程
- (7) 事業計画書
- (8) 収支予算書
- (9) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (10) 事業報告
- (11) 事業報告の附属明細書
- (12) 貸借対照表
- (13) 貸借対照表の附属明細書

- (14) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (15) 損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (16) 財産目録
 - (17) 会計監査報告書
 - (18) 監査報告書
 - (19) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (20) その他法令で定める書類
- 2 前項第4号及び第5号の書類は理事会の決議により一般の閲覧に供しないことができる。
- 3 第1項各号の書類の備え置き及び閲覧並びに保存の期間は、第7号から第9号までは当該事業年度が終了するまで、第10号から第16号まで及び第19号は5年間、他は10年間とする。
- 4 会計帳簿は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間保存しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第19号の書類に記載するものとする。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 この法人は、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を除き、借り入れをしない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

(剰余金の分配及び特別な利益の供与の禁止)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この法人は、その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の政令で定める関係者およびこれらの者の親族等(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等)に対し、特別な利益を与えることができない。

3 この法人は、その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対して、寄附その他特別な利益を与えることができない。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず行政庁への提出書類は法令に定める会計原則に従って作成しなければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第49条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第50条 この法人は、法人法第148条1号、2号、4ないし7号で定めるところによるほか、社員総会に

において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第51条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 任意の常設合議機関

(委員会の設置等)

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、理事会の権限である委員会業務執行の決定をすることはできない。

(支部の設置等)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、必要な地に支部を設置することができる。

2 支部の運営組織の構成員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 支部は、理事会の権限である支部業務執行の決定をすることはできない。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び正職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告

(情報公開)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第 1 2 章 補足

(細則)

第59条 この定款の運用に必要な事項は、理事会の決議により細則に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下整備法という。)第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は掛下知行、最初の業務執行理事は次の通りとする。

鵜飼 重治	大庭 卓也	興戸 正純	金武 直幸	河村 能人	佐々木 元
佐藤 一則	白井 泰治	鈴木 亮輔	津崎 兼彰	新家 光雄	西方 篤
西田 稔	原 信義	福富 洋志	古原 忠	松田 健二	御手洗 容子
南埜 宜俊					

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この定款の施行後の最初の代議員は、第6条と同等の方法により、予め行われた最初の代議員の選挙において選出された者とする。

5 平成28年10月6日一部改訂(平成28年度第1回臨時社員総会にて決議)第6条、第11条、第22条改訂

6 平成29年4月24日一部改訂(平成29年度定時社員総会にて決議)第6条、第22条、第24条改訂

7 平成30年4月23日一部改訂(平成30年度定時社員総会にて決議)第22条改訂

8 2020年4月24日一部改訂(2019年度定時社員総会にて決議)第6条、20条、23条、26条改訂

9 2022年8月2日一部改訂(2022年第1回臨時社員総会にて決議) ユース会員追加

10 2023年4月21日一部改訂(2023年度定時社員総会にて決議)第6条改訂

11 2024年4月25日一部改訂(2024年度定時社員総会にて決議)第6条改訂

12 2025年4月25日一部改訂(2025年度定時社員総会にて決議)第22条、23条、24条、51条、52条改訂